

令和4年度 奨学生募集要項

公益財団法人大電教育振興会

公益財団法人大電教育振興会は、教育の振興を図ることにより社会の発展に寄与することを目的に、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）の学生、生徒を対象に奨学金の給付を行います。

当財団は、令和4年度奨学生を下記により募集します。

記

1 採用対象、人数

経済的事情から奨学金を必要としている者で、かつ、次の各号に該当する者とします。

(1) 新規採用

新規採用は、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）内に居住し、佐賀県東部の高等学校、または四年制の大学に在籍する者とします。

佐城地域とは、佐賀市、多久市、小城市です。

三神地域とは、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町です。

新規募集人数

高校1年生：2名程度、 高校2年生：2名程度、 高校3年生：7名程度

大学3年生：1名程度、 大学4年生：1名程度 合計13名程度募集致します。

*各学年で増減する場合があります。

(2) 継続採用

継続採用は、既に当財団の奨学金の給付を受けている学生、生徒で、継続して給付を希望する者とします。該当者11名（高校生10人、大学生1人）。

（書類の提出及び選考委員会での確認があります）

2 推薦枠

推薦をお願いする人数等については、各学校等に個別に連絡します。

3 奨学金の額

高校生：月額2万2千円（年額26.4万円）

大学生：月額3万円（年額36万円）

なお、当財団の奨学金は「給付」ですので、返還する必要はありません。

4 採用期間・給付方法

奨学生の採用期間は、令和4年4月から1年間とし、奨学金は、6月末と9月末の2回に分けて本人の口座、又は学校の担当部署の口座等に振り込みます。

なお、継続して奨学生への採用を希望する者に対しては、毎年、継続応募していただき、第9項第2号に該当する事由がないことを条件に、最短年限で卒業するまで引き続

き奨学生に採用します。また、大学生が飛び級で大学院に進学したときは、通算で2年間に限り奨学生に採用します。

5 選考時の奨学生の資格

第1項の対象者で、かつ、次の二つの条件をすべて満たす者とします。

(1) 成績

- a 高校1年生は、中学3年生時の成績の平均値が原則4.0以上とします。
- b 高校2～3年生にあっては、高校の成績の平均値が原則4.0以上とします。
- c 大学生にあっては、本人が所属する学部・科の中位以上（「優」以上が半数以上）の成績の者とします。

* 2年生以上の学年において、上記成績に該当しない場合でも、スポーツ、芸術、創作能力等に優れた資質と実績があり、本人がプロを志向し、学校が推薦する者は、給付の対象とします。1年生においても同様の学生・生徒については、上記に準拠します。

(2) 人物

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者とします。

なお、生徒会、部活動等でリーダー的役割を果たしたことがある者、自主的にボランティア活動・社会奉仕活動等を行った経験がある者等（あるいは、現在そうである者）は評価します。

6 応募の手続

新規応募者および継続応募者は、次の書類を添えて、学校長又は学部長を通じ、当財団に送付してください。

(1) 新規応募者

奨学金交付願書（奨学第1号様式1、2）、推薦書（奨学第2号様式）、出身学校（2年生以上は在学する学校）の成績証明書（高校受験時に徴した「調査書」のコピー可）、住民票謄本、家族の所得を証明する物（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等。コピー可。なお、家族の年収が著しく少額の場合は、生計の状況について別紙に記載すること。）

* 奨学生に不採用となった場合で、希望がある場合は、応募書類はお返ししますので、お申し出ください。

(2) 継続応募者

奨学金交付願書（奨学第1号様式1、2）、在学状況報告書（奨学第3号様式）、前学年の成績証明書

7 申込期間

令和4年4月15日（金）から令和4年5月16日（月）までに必着。

8 採否の通知

採否の結果は、6月中旬頃までには通知予定です。

9 留意事項

- (1) 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出てください。
 - a 禁固以上の刑罰又は停学その他の懲罰処分を受けたとき。
 - b 休学、退学、転学又は転部したとき。
 - c 住所その他重要な事項に変更があったとき。

- (2) 奨学生が次の各号のいずれかに該当したとき又はその事実が判明したときは、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の交付を停止若しくは廃止し、又は既に交付した奨学金の一部若しくは全部の返還（a 又は b に該当したときに限る）を求めることがあります。
 - a 虚偽の申し出により奨学生となったとき。
 - b 留意事項(1)の a から c に該当するとき。
 - c 学業成績又は品行が不良となったとき。
 - d 疾病等のため成業の見込みがないとき。
 - e その他、奨学金を必要としない理由が生じたとき。

- (3) 奨学生は、9月に書面による近況報告、卒業時に奨学給付金の使用方法、活用度等に関して、口頭による聴取を行います（聴取できない場合は、書面により行います）。

10 併給

当財団の奨学金は、他の団体の奨学金との併給が可能ですが、併給の場合は、奨学金交付願書に他からの授与内容を記入する欄がありますので記載をしてください。

11 問い合わせ先、申請書送付先

〒849-0114 佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 3330 大電株式会社内
公益財団法人大電教育振興会 事務局：藤井
TEL：0942-85-7017 FAX：0942-51-2222
E-mail：fujii@dyden.co.jp